

猿文庫

平市公報

第廿五號

昭和十五年四月十五日

皇后陛下御歌及御下賜品傳達

三月十六日午前十時より市會議事堂に於て左記軍人遺族に對し市長より皇后陛下御歌及御下賜品を傳達せられたり

- 故陸軍歩兵大尉永島礎惣太 遺族 永島トヨ子
- 故陸軍歩兵上等兵絲川武智 〃 綠川太次郎
- 故陸軍歩兵上等兵小野利重 〃 小野豊藏

告示

告示第一四號

市會の議決を経たる昭和十四年度平市歳入歳出更生豫算の要領左の如し

昭和十五年三月三十日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

記

昭和十四年度平市歳入歳出更生豫算

歳 入

一金五拾參萬壹千五百七拾五圓	更正豫算高
一金五拾參萬四千貳百六拾八圓	既定豫算高

歳 出

一金參拾壹萬八千七百七拾四圓	經常部更正豫算高
一金參拾貳萬四千七拾四圓	同 既定豫算高
一金拾八萬壹千六圓	臨時部更正豫算高
一金貳拾壹萬百九拾四圓	同 既定豫算高
經常部臨時部合計金四拾九萬九千八百八拾圓	
歳入出差引殘金參萬貳千參百九拾五圓	(別表略)

告示第一五號

市會の議決を経たる昭和十五年度平市歳入歳出追加更正豫算の要領左の如し

昭和十五年三月三十日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

記

昭和十五年度平市歳入歳出追加更正豫算

歳 入

一金五拾九萬八百五拾貳圓 更正豫算高
 一金四拾五萬參千五百七拾六圓 既定豫算高

歳出
 一金參拾四萬五千七拾四圓 經常部更正豫算高
 一金參拾參萬八千貳百五拾壹圓 同 既定豫算高
 一金貳拾四萬五千七百七拾七圓 臨時部更正豫算高
 一金拾壹萬五千參百貳拾五圓 同 既定豫算高
 經常部臨時部合計五拾九萬八百五拾貳圓
 歳入出差引殘金なし (別表略)

告示第一一號

平市有給吏員給料及旅費支給條例中左の通改正す

昭和十五年三月二十七日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

記

第一條 甲號表を別表の如く改む
 第二條 主事技師の次に「視學」を加へ乙號表を別表の通改め第二項削除
 第十二條 丙號表を別表の如く改む
 第十三條 特別の事情に依り車馬賃の定額を以て支辨し難き場合は其の實費を支給することを得に改む

附 則

本條例は昭和十五年四月一日より施行す

甲號表 市長、助役、收入役俸給額

職名 年俸額
 市長 二千圓以上、四千圓以下
 助役 千五百圓以上、三千圓以下
 收入役 千圓以上、二千五百圓以下

乙號表 吏員給料額

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
主事技師	2,500	2,100	1,700	1,300	1,000	800	600	400	300	200
視學	2,500	2,100	1,700	1,300	1,000	800	600	400	300	200
書記技師	2,500	2,100	1,700	1,300	1,000	800	600	400	300	200
水道巡視	上 300	200	150	100	80	60	40	30	20	10
掃除監督	下 300	200	150	100	80	60	40	30	20	10
掃除巡視	300	200	150	100	80	60	40	30	20	10
書記補	300	200	150	100	80	60	40	30	20	10
技師補	300	200	150	100	80	60	40	30	20	10
職員	300	200	150	100	80	60	40	30	20	10

當分の内級俸に依らざることを得

丙號表 旅費額

等級	職名	鐵道賃	船賃	車馬賃	日當	宿泊料
一等	市長	二等實費	二等	七〇	三、五〇	五、五〇
二等	助役、收入役	二等	二等	六〇	三、〇〇	五、〇〇
三等	主事、技師、視學	二等	二等	五〇	二、五〇	四、五〇
四等	書記、技師、掃除監督、書記補、技師補、巡視	二等	二等	四五	二、〇〇	四、〇〇
五等	職員	三等	三等	四〇	二、〇〇	三、五〇

Handwritten signature and date: 1930.4.15

告示第一九號

平市名譽職員費用辨償額報酬額及支給條例中左の逕改正す

昭和十五年四月一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

記

第七條中費用辨償額を左の通改む

鐵道賃 船 賃 車馬賃 日 當 宿泊料

二等實費 二等實費 六〇 三、〇〇 五、〇〇

告示第一八號

平市吏員退隱料條例左の通定む

昭和十五年四月一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市吏員退隱料條例

第一條 本市有給吏員は此の條例の規定する所に依り退隱料を受くるの權利を有す

第二條 在職十五年以上に至り退職したる者には終身退隱料を支給す 但し左の各號の一に該るときは此の限に在らず

一 懲戒に依り解職せられたるとき

二 市長に於て任免すべき有給吏員にして犯罪ありたるが爲免職せられたるとき

三 職に就きたるが爲公民たるの權を得べき職務に在る者にして禁錮以上の刑に處せられ失職したるとき

第三條 前條退隱料年額は退職當時の給料と在職年數とに依り左の方法を以て之を定む

在職十五年以上十六年未満にして退職したるものの退隱料年額は給料年額百五十分の五十とし十五年以上一年毎に俸給百五十分の一を加へ滿四十年に至りて止む 但し在職四十年以上のものに給すべき退隱料は四十年の額とす

第四條 在職中公務の爲疾病又は傷痍を受け不具廢失となり其の職に堪へずして退職したるものには在職年數に拘はらず終身退職當時の給料年額二百四十分の八十に相當する退隱料を支給す

第五條 有給吏員の在職年數は就職の月より起算し退職の月を以て終るものとす 但し昭和十二年五月三十一日以前の在職年數は之を推算せず 前項の在職年數は一時退職の後再び就職したる者に在りては前後の年數を推算す 但し第二條第一號乃至第三號の一に該當する場合に於ては其の以前の在職年數を推算せざるものとす

第六條 退隱料を受くる權利を有する者再び就職引續き在職一年以上にして退職したるときは前後推算して四十年に至るまで後の在職一年を加ふる毎に其の退職當時に於ける給料年額二百四十分の一を退隱料年額に増加したる額と第三條の方法に依り計算したる額とを比較して其の額の多き方を支給す 但し第二條第一號乃至第三號の一に該當する場合は此の限に在らず

第七條 退隱料を受くる權利を有するもの左の各號の一に該當するときは退隱料を受くる權利を失ふものとす

一 國民の分限を失ひたる時

二 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたるとき

三 在職中の犯罪行為に依り禁錮以上の刑に處せられたるとき

第八條 退隱料の支給は退職の翌日より始まり死亡の月又は權利喪失の前月を以て終るものとす

第九條 退隱料の支給は禁錮以上の刑の宣告を受けたるときより其の執行を終り又は其の執行を受けることなきに至るまでの間之を停止す

前項の期間は停止理由の生じたる日より其の終りたる月までとす退隱料を受くる機を有するもの再び本市に就職し退職及死亡給與金又は退隱料を受くるべき職務に就き給與を受くる場合に於ては其の給料月額に退隱料月額を合し退職當時に於ける給料月額を超過するときは其の超過額に對する退隱料の支給を停止す

第十條 退隱料年額は月割を以て之を計算し毎年一月、四月、七月、十月に於て其の前月までの分を支給す 但し退隱料を受くる權利を有するもの死亡し又權利を喪失したる場合は期日に拘はらず之を支給す

第十一條 退隱料は賣買讓與質入をなすことを得ず

附 則

本條例は公布の日より施行す

告示一六號

平市吏員退職及死亡給與金條例左の通定む

昭和十五年四月一日 平市長 青 沼 銈 太郎

平市吏員退職及死亡給與金條例

第一條 本市有給吏員又は其の遺族には本條例の規定に依り退職給與金及死亡給與金を給與す

第二條 在職三年以上十五年未満にして退職したる者には退職給與金を給

與す 但し左の各號の一に該るときは此の限にあらず

一 懲戒に依り解職せられたるとき

二 市長に於て任免すべき有給吏員にして犯罪ありたる爲免職せられたるとき

三 職に就きたるか爲公民たるの權を得たるものにして禁錮以上の刑に處せられ失職したるとき

四 自己の便宜に依り退職したるとき

第三條 勤続二年以上の者にして在職中死亡したるときは死亡給與金を其の遺族に支給す

死亡給與金を受くべき遺族及其の順位は恩給法の規定を準用す

第四條 退職給與金及死亡給與金は退職若は死亡當時の月俸一ヶ月分を以て在職年數一ケ年に充て其の年數に應ずる金額とす

昭和十二年五月三十一日以前より引續き在職する者に對しては月俸の半額に本條例施行以前の在職年數を算したる金額と月俸額に本條例施行以後の在職年數を乘したる金額とを合算したる金額とす 但本條例施行以前に於て在職十五年以上に達したる者に對しては前項に規定したる金額とす

第五條 在職年數は就職の月より起算し退職若は死亡の月を以て終るものとす

前項の在職年數は退職の後更に就職したる者に在りては前後の年數を通算せず

第六條 退職給與金死亡給與金にして圓位未満の端數を生じたるときは之を圓位に滿たしむ

附 則

本條例は公布の日より施行す

告示第二〇號

平市基本財産蓄積條例左の通定む

昭和十五年四月一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市基本財産蓄積條例

第一條 本市基本財産として左の收入を蓄積するものとす

一 基本財産より生ずる收入

二 指定寄附金

三 歳計剰餘金の内蓄積議決額

第二條 公債を起したる場合に於ては前條の指定寄附金を除き其の蓄積を停止することを得

第三條 基本財産は特別會計とし其の收支は毎年度市會の議決を経るものとす

第四條 管理方法は平市財産管理規程を準用す

附 則

本條例は公布の日より施行す

告示第二一號

平市小學校基本財産蓄積條例左の通定む

昭和十五年四月一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市小學校基本財産蓄積條例

第一條 本市小學校基本財産として左の收入を蓄積するものとす

一 小學校基本財産より生ずる收支

二 指定寄附金

三 歳計剰餘金の内蓄積議決額

第二條 公債を起したる場合は前條の指定寄附金を除き其の蓄積を停止することを得

第三條 指定寄附金中寄附者に於て其の金額に對する利子の用途を特に指定したる場合は其の費途に充つる爲其の一部若は全部を消費することを得

第四條 基本財産は特別會計とし其の收支は毎年度市會の議決を経るものとす

第五條 管理方法は平市財産管理規程を準用す

附 則

本條例は公布の日より施行す

告示第九號

平市備人退職給與金並に死亡給與金規程左の通定む

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市備人退職給與金並に死亡給與金規程

第一條 本市備人にして滿三年以上在職したる者退職又は在職中死亡したる時は退職給與金又は死亡給與金を支給す

第二條 本規程に於て備人と稱するは左に掲ぐる者を謂ふ 但し臨時備人は此の限にあらず

給仕、使丁、道路工夫、職工、工夫、衛生夫

第三條 左の各號の一に該當するときは退職給與金を支給せず

一 不都合の行爲に依り解職せられたるとき
二 自己の便宜に依り退職したるとき

第四條 給與金は退職當時の給料月額二分の一に在職年數を乗じたる額とす 但し在職二十年を超ゆる者の給與金額は之を在職二十年として計算す

日給を受くる者は日數三十日分を以て其の俸給月額とす

第五條 公務の爲傷痕を受け若は疾病に罹り不具廢疾となり退職したる者には在職年數に拘らず退職當時の給料二箇月分を支給す 但し退職給與金を受くべきものにして本條の事由に依り退職したるときは第四條に依り算出したる額を加給す

第六條 退職給與金を受くべき資格を有するもの在职中死亡したるときは第四條に依り算出したる額を其の遺族に支給す

第七條 右職年數は就職の月より起算し退職若は死亡の月を以て終るものとす 但し一年未滿の端數は之を切捨つ

第八條 傭人たりし者有給吏員に任用せられたるときは之を退職と看做す

附 則

本規程は公布の日より施行す
本規程施行の際在職の傭人は其の就職に遡り在職年數を通算す
告示一〇號

平市傳染病豫防救治に従事する者の手當金支給規程左の通定む
昭和十五年三月二十六日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市傳染病豫防救治に従事する者の手當金支給規程

第一條 本市傳染病豫防救治に従事する市吏員、傳染病豫防委員、醫師、

藥劑師、看護婦及雇人等公務に因り病毒に感染し又は之に原因して死亡したりときは本規程に依り手當金を給す

第二條 手當金は左の四種とし其の區分及給與額は別表を以て之を定む

一 療 治 料

二 給 助 料

三 弔 祭 料

四 遺族扶助料

第三條 病毒に感染したる者には療治料を給するの外治癒したるときは給助料を給す死亡したるときは弔祭料及遺族扶助料を其の遺族に給す 遺族なきときは葬儀を行ふ者に弔祭料を給す 遺族扶助料を受くべき者の順位は官吏遺族扶助法の規定を準用す

附 則

本規程は公布の日より施行す

職 名	療 治 料	弔 祭 料	遺族扶助料
市 長	一日金參圓	金 百 圓	金貳百五拾圓
助 役	一日金參圓	金 百 圓	金貳百五拾圓
其ノ他市吏員	一日金貳圓	金 八 拾圓	金 貳 百 圓
醫 師	一日金參圓	金 百 圓	金貳百五拾圓
藥 劑 師	一日金貳圓	金 八 拾圓	金 貳 百 圓
豫 防 委 員	一日金參圓	金 百 圓	金貳百五拾圓
看 護 婦	一日金貳圓	金 七 拾圓	金 百 五 拾圓
雇 人	一日金貳圓	金 五 拾圓	金 百 圓

給助料ハ遺族扶助料の二分の一に相當する金額とす

告示第六號

平市傳染病院患者費徵收規則左の通定む

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市傳染病院患者費徵收規則

第一條 傳染病院に收容したる患者の藥價並食費滋養費其の他の費用は本規則に依り之を徵收す

第二條 前條の費用は左の範圍内に於て患者若は扶養義務者又は其の保護者より之を徵收す

一 藥價は一日金參拾錢以内

二 食費及滋養費は一日金六拾錢以内

前項の外患者所要の雜品は買得價格に依り徵收す

第三條 患者の負擔に屬する食品滋養品其の他の雜品は可成患家より供給せしむるものとす

第四條 外來患者は第二條の費用の區分を爲さず一日金參圓宛其の在院日數に應じ之を徵收す 但し第三條の規定の適用を妨げず

第五條 第二條の義務者若は保護者貧困にして其の費用を納むる資力なきものは之を免除することを得

死亡患者に要したる費用の徵收亦同じ

第六條 第二條各號の費用は時價に依り市長の定むる額を徵收するものとす 但し拾歳未満の患者は其の半額とす

第七條 第二條、第四條の患者費用は限院又は死亡後七日以内に徵收の手續を爲すものとす但し入院中と雖も費用の分納を爲さしむることあるべし

附 則

本規則は公布の日より施行す

平市公報 第廿五號 昭和十五年四月十五日 (毎月一回十五日發行)

告示第七號

平市傳染病院他町村患者取扱規程左の通り定む

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市傳染病院他町村患者取扱規程

第一條 傳染病院に於て市内患者收容に支障なき範圍に於て他町村の委託に應じ其の傳染病患者を入院せしむることを得

第二條 前條の委託町村より左の委託料及入院費用を徵收するものとす

委託保證料年額 金參拾五圓

傳染病院患者費徵收規則第四條の費用 但し委託患者の爲醫院したる場合は一人に付一日金五圓とす

第三條 患者の症狀に依り特に手當若は手術を要するときは前條費用の外其の實費を負擔せしむ

第四條 患者及附添看護人の寢具食料其の他の費用は總自辨とす

第五條 本規程の外必要なる事項は市長之を定む

附 則

本規程は公布の日より施行す

告示第五號

平市傳染病院豫防委員會規則中左の通改正す

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

記

第一條中 但書を削る

第四條中「二ヶ年とす」を「二ヶ年とし補缺に依り就任したる委員の任期は前任者の殘任期間とす」に改む

附 則

本規則は公布の日より之を施行す

告示第四號

平市青年學校學務委員規則左の通定む

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市青年學校學務委員規則

第一條 青年學校令第三十四條に依り本市に學務委員を置く

第二條 委員の定数は拾名とし内八名は本市公民中選舉權を有する者より市長の推薦に依り市會之を定め二名は市立青年學校長より選任す

第三條 委員には職務取扱に要する費用辯償料を支給す其の支給額は豫算の家ふる所に依る

附 則

本規則は公布の日より施行す

告示第八號

平市財産管理規程左ノ通定ム

昭和十五年三月十五日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市財産管理規程

第一條 本市有財産は別に定むるものを除くの外本規程に依り之を管理す

第二條 本規程中財産と稱するは市基本財産市立小學校基本財産、特別の積立金其の他の財産にして市長に於て管理すべきものを云ふ

第三條 右の事項は市會の議決を経るを要す

一 現金及有價證券の保護預けを爲す銀行を指定すること

二 土地建物及有價證券の買入

三 貸付土地建物の損害賠償額を定むること

第四條 現金は銀行預金若くは郵便貯金とし利殖を圖るものとす

第五條 現金は本市に於て起債の必要あるときは歳計に運用することを得

但し此の場合に於ては一箇年四分以上の利子を付するものとす

第六條 有價證券は収入額に於て保管し又は確實なる銀行に保護預けを爲すものとす

第七條 市用に供せざる土地水面物件は賃貸料を徴して之を貸付くものとす

但し特別の事情ありと認むるときは賃貸料を徴せざることあるべし

前項貸付及使用の期限は五箇年を越ゆることを得す 但し市會の議決を経たる時は此の限りにあらず

土地、水面物件の賃貸料の割合、徴收の時期等は契約を以て之を定むるものとす

第八條 土地、水面物件を貸付するときは市内住民にして其の賃貸料及損害を辨償するに足る資力あるもの二人以上の連帯保證をなさしむるものとす

第九條 土地、水面物件の借受人は如何なる事由あるも他人に轉貸することを得ず

借受人前項の規定又は契約に違背したるときは貸付期間の如何に拘らず直に之を返還せしめ尙之より生じたる損害の賠償せしむるものとす

附 則

本規程は公布の日より施行す

告示第一五號

平市吏員退職料退職及死亡給與金納付規程左の通り定む

昭和十五年四月八日

平市長 青 沼 鋒 太郎

平市吏員退職料退職及死亡給與金納付規程

第一條 本市より退職料退職及死亡給與金の給與を受くべき職に在る有給

吏員は本規程に據り毎月給料支給額の百分の一を本市に納付すべし

第二條 前條の納付金は給料支給の日とす

附 則

本規程は昭和十五年度より之を施行す

告示第一二號

平市公益質屋條例施行細則中左ノ通改正ス

昭和十五年三月二十八日

平市長 青 沼 鋒 太郎

記

第一條 第二號一月一日より三日迄の次に「大祭祝日」を加ふ

辭 令

三月二十二日

雇ヲ命ス月俸四拾圓給與

鎌 田 喜 代 七

三月三十一日	年俸千參百八拾圓	給與	主 事	酒 井 寅 之 助
同	千參百圓	〃	〃	増 田 忠
同	千貳百五拾圓	〃	〃	四 家 條 治
同	千四百圓	〃	技 師	神 長 倉 春 造
同	千貳百六拾圓	〃	〃	眞 野 眞 作
同	千貳百圓	〃	視 學 記	長 谷 川 眞 政
同	五級上俸(七拾五圓)	〃	〃	鈴 野 木 九 政
同	五級上俸(七拾五圓)	〃	〃	山 野 邊 達 倬
同	五級下俸(七拾圓)	〃	〃	須 藤 鶴 之 助
同	五級下俸(七拾圓)	〃	〃	小 泉 長 佐
同	月俸 四拾八圓	〃	〃	江 尻 幸 平
同	六拾八圓	〃	〃	木 村 忠 卯
同	六拾七圓	〃	〃	岩 立 義 淺 藤
同	六拾參圓	〃	〃	渡 邊 政 登
同	六拾參圓	〃	〃	渡 邊 直 一 壽
同	六拾參圓	〃	〃	渡 邊 源 彌
同	六拾參圓	〃	〃	松 田 賢 雄
同	六拾五圓	〃	〃	佐 藤 平 吉
同	六拾參圓	〃	〃	關 藤 和 一
同	六拾貳圓	〃	〃	山 岸 清 水
同	六拾貳圓	〃	〃	櫻 庭 孝 一
同	六拾圓	〃	〃	鈴木 信 雄
同	六拾圓	〃	〃	松 本 充 弘
同	七級上俸(五拾五圓)	〃	〃	丹 野 由 雄

依願解職
學務課兼庶務課勤務
學務主任ヲ命ス

書記補 渡部泰治
書記 山岸清水

四月十六日

依願解職

書記

公益質屋事務員ヲ命ス月俸五拾圓給與

佐藤伊太郎
草野常彌

公民報告祭

自治記念日に於ける行事の一たる公民報告祭は四月十七日午前八時縣社子
鎌倉神社に於て舉行際二十五歳に達したる男子にして新に公民とりたる者
市會議員、區長、名譽職待遇者、振興委員、各種團體長、官衙學校校長其の
仙多數參列所定の次第に依り嚴肅に舉行し午九時修了一同退場したり新
公民代表宣誓文左の如し

公民報告祭に於ける宣誓

掛けまくも畏き 天照大神産土大神の大前に謹みて白す
我等今度

天皇陛下の思召のまにまに皇御國の公民たる榮譽を負ひ奉り又洵に畏き極
みなると共に其の責務し重且大なるを覺ゆ將來益々心を協せ力を一にし正
しき道を踏みて悖ることなく怠ることなく身健かに各本文を盡して其の責
を完うし郷土の開發自治の振興を圖り以て上聖明に應へ奉り外戦線將士の
勞苦に酬えんことを期す冀くば加護を垂れ給はんことを
玆に一同を代表し謹みて誓ひ奉る

昭和十五年四月十七日

平市新公民八十五名

右代表 山野利雄

自治記念並納稅表彰式

自治制發布記念日たる四月十七日午後一時平市公會堂に於て自治記念式と
併て本市第三回納稅功勞者表彰並に組合獎勵金交付式を舉行、式場には市
會議員、區長、名譽職待遇者、各種團體長、官衙學校校長參列所定の式順序
に依り勤勞功勞者優良納稅組合に對し夫々表彰を行ひ市長の式辭來賓平稅
務出張所長、野崎市會議長の祝詞、受賞者代表猪狩觀德氏の答辭、萬歳三
唱、閉式終了したり、當日表彰者左の如し

記

優良納稅組合

一四九

新設組合

九

十五年以上表彰管理者

新川町上組管理者 風間福榮

立町第一ノ組管理者 荒川淺次郎

十年以上表彰管理者

鎌田町納稅組合管理者 猪狩觀德

紺屋町六ノ組 幸吉

五年以上表彰管理者

古鍛冶町納稅組合 白土正藏

五丁目中組納稅組合 星野 陽造

久保長納稅組合 會川延太郎

イ納稅組合 草野金次郎

南白銀町々 菊田 萬吉

大室納稅組合 鈴木 兼治

土木吏員協議會概況

第三回縣下各市土木吏員協議會は四月十七、十八の兩日平市公會堂に於て

開會、後記各市より提出せられたる議案は土木行政技術上切實なる問題にして熟議講究を重ね意義頗る深きものあり、十八日議事終了後賢沼辨財天鹽屋崎燈臺、江名漁港、小名濱港、日本水素會社等視察見學し散會

議 案

- | 件 名 | 提出市 |
|--------------------------------------|-----|
| 一、土木建築工事用資材の配給に關する件 | 郡山市 |
| 一、土木建築材料中統制品配給に關する件 | 若松市 |
| 一、昭昭十三年郡山市提案の四市一定すべき工事執行規程に關する件 | 平 市 |
| 一、諸工事に對する代用品の使用状況及其結果承り度 | 郡山市 |
| 一、土木建築材料代用品使用実績に關する件 | 郡山市 |
| 一、乳劑鋪裝老化の修繕方法承り度 | 平 市 |
| 一、タール使用の路面塗裝の経路あらば其の方法承り度 | 平 市 |
| 一、國縣道鋪裝工事を實施の爲受益者負擔金徵收方法に關する件 | 郡山市 |
| 一、市道路側溝並鋪裝工事を施行に關する沿道受益者負擔方法に關する件 | 福島市 |
| 一、縣補助工事の種別及補助承り度 | 郡山市 |
| 一、鋪裝工事施行に關し其の内容及結果承り度 | 郡山市 |
| 一、市營建造物の破損に關し執行取扱に關する件 | 若松市 |
| 一、昭和十五年度土木關係、關係工事職工人夫賃、馬車、自動車等の單價承り度 | 平 市 |
| 一、道路法施行令第二條但し書に對する處置御意見承り度 | 福島市 |
| 一、防空施設に關する件 | 福島市 |
| 一、數ヶ月に渉る工事監督に對し係員の待遇承り度 | 郡山市 |
| 一、都市計畫風致地區臺帳は風致地區維持取扱上必要不可缺のものなれ共 | 郡山市 |

市 葬 執 行

其の運用に於ては適時期を定めて訂正補足の必要を認め其の準備に對する處置御意見承り度
 一、縣に對する陳情に關する件
 福島市
 郡山市

故陸軍歩兵七等兵小野利重氏の市葬は三月二十五日午後一時より市公會堂に於て青沼市長司祭者となり委員長、副委員長、市葬儀係員夫々分擔、盛大裡に執行せられ式場には陸軍三長官、帝國在郷軍人會長、軍人援護會長大日本傷痍軍人會長、關係各部長、福島聯隊區司令官、福島縣知事の各代理官、市名譽職員、官衙長、學校長、隣接町村長、各種團體を始め一般市民多數參列所定の順序に依り連沼副委員長開式を宣し一同英靈に對し拜禮の上神式、佛式に移り次いで市長の祭詞、陸軍三長官、帝國在郷軍人會長代拜軍人援護會長、大日本傷痍軍人會長、福島縣知事、福島聯隊區司令官弔詞代讀、在郷軍人會平市聯合分會長、平警察署長弔詞其の他逐次弔詞玉串奉奠焼香をなし弔電披露終て一同拜禮、市長の挨拶、遺族の謝詞次で閉式の辭にて午後三時嚴肅裡に終了したり更に序列を整へ沿道各學校生徒塔列一般市民の葬送を受け市内性源寺に埋葬したり

三 月 中 文 書 收 受 發 送 數

種 別	收 受	發 送	計
庶 務	三一六	二三四	五五〇
財 務	三七八	二五八	六三六
産 業	一二七	一四七	二七四

三月中戸籍寄留件數

兵事	一六六	二五八	五二四
戸籍	三二一	三〇一	六二二
工務	五八	七五	一三三
社會	二〇三	二一〇	四一三
學務	一三四	二三〇	三六四
合計	一、八〇三	一、七二三	三、五二六

三月中公會堂使用狀況

使用回数	二二二	使用料	一二四、二五〇
內有	一〇		
無	四		
市役所使用	八		

出生	七九	本籍	三六	非本籍	一五
死亡	四二		二二		六三
離婚	四九		三		五二
結婚	一一		一		一
其他	六二		三		六五
計	二二三		六三		二九六

日用品に関する調査月報

(小賣相場)昭和十五年三月末調

公益質屋事業成績

品名	單位	價額	品名	單位	價額
白米一等	一キロ	三一〇	木炭(樫割)	一ノ目	四四〇
同二等	"	三〇五	同(雜丸)	"	四三〇
同三等	"	三〇〇	砂糖(白)	百匁	一七五
白麥	"	一九〇	同(赤)	"	一五〇
平麥	"	二四五	同(黑)	"	一五〇
味噌(並)	一ノ目	八五〇	豚肉(上)	百匁	六〇〇
醬油(〃)	一升	五〇〇	同(並)	"	四〇〇
清酒(〃)	"	一九〇〇	牛肉(上)	"	六〇〇
木炭(樫丸)	一ノ目	四六〇	同(並)	"	四〇〇

市内教員異動

平商業學校	須賀川商業學校へ	教諭	大澤勝吉
	茨城縣龍ヶ崎中學校ヨリ		富岡松喜

平第一小學校	群馬縣綿打實科高女ヨリ 相馬郡大堀校へ 石城郡植田校へ 石城郡錦校へ 植田校ヨリ 新任	訓導	齋藤 榮
平第二小學校	天津青年學校長へ 川前小學校長へ 縣視學ヨリ 石城郡夏井校ヨリ 新任	訓導兼校長 訓導 代用 訓導	猪狩 忠光 山田 織子 中島 幸彦 佐藤 右京 薄葉 喜代子 橋本 武夫 齋藤 榮
平第三小學校	東京市へ出向 退職	訓導	大谷 實 増井 ハル 本多 キヨノ 鈴木 國雄 三本 杉雄 矢野 浩一 大野 若松 小野 源藏 庄司 榮藏 三瓶 光榮 薄井 重光 園部 一郎 新川 五郎 折笠 五郎 藤田 覺 折之内 ヒデ 阿部 敏子
平第四小學校	泉小學校へ 石城郡夏井小學校へ 新任	訓導	鎌須賀 鐵彌
第二青年學校	錦小學校ヨリ 川前小學校ヨリ 新任 菊多實業公民校へ 退職	代用 代用 指導員 指導員	齋藤 榮

市會市參事會及委員會

三月二十八日	市會開會
三月二十八日	市參事會開會
三月十六日	工業學校委員會
三月十六日	水道委員會
三月十六日	防空委員會
三月十八日	石炭採掘調査委員會
三月二十五日	工業學校委員會
三月二十六日	土木委員會
三月二十七日	第五小學校敷地委員會
三月三十日	工業學校委員會
三月三十日	出納檢査
四月十二日	土木委員會

昭和十五年四月十五日

發行所 平市役所
 發行人 青沼 錄太郎
 印刷者 川崎 文治
 印刷所 福島縣平市長橋町三五番地
 常磐每日印刷株式會社
 電話 六三〇番